

## 清水町木造住宅簡易耐震診断業務事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町民の地震に対する不安解消と住宅の耐震改修等を促進するために実施する、木造住宅を対象とした簡易耐震診断業務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 簡易耐震診断業務の対象は、次に示す戸建て木造住宅とする。

- (1) 清水町内にあること。
- (2) 階数は2階建て以下であること。
- (3) 延べ床面積は500㎡以下であること。(プレハブ住宅は除く。)
- (4) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (5) 申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること。

(診断方法)

第3条 簡易耐震診断は、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法により実施することとし、同協会の「木造住宅耐震診断プログラム」を活用する。

2 診断に当たっては、建築確認申請等、申請者から提出のあった図面等により基礎情報を把握し、現地調査は実施しないこととする。

(実施機関)

第4条 簡易耐震診断は、建設課建築係において実施する。

(診断費用)

第5条 簡易耐震診断費用は無料とする。

(申請手続き)

第6条 簡易耐震診断の実施に係る手続きは次のとおりとする。

- (1) 簡易耐震診断を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅簡易耐震診断申込書(別記第1号様式)に、建築確認申請書図面又は同等の図面(仕上げ表、筋交い等の位置及び仕様のわかる各階平面図)を添えて町長に申請しなければならない。
- (2) 町長は、次の書類を添えて、診断結果を申請者に通知しなければならない。
  - ア 木造住宅簡易耐震診断結果(別記第2号様式)
  - イ 診断プログラムで出力した結果表(総合評価を除く。)

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。(平成30年3月20日決定)